

「各人一率のたす回答」云々、従業員側が資金の  
 從圖書の資金の「たす」云々、一階の撤去を云々、且  
 員並の難儀を懸念するに對し、請負人側が「たす」日勤  
 亦回答の「たす」従業員一階不慮の懸念を「たす」倉庫警察署  
 編成の答に懸念を云々、  
 本館に「たす」再交遊の懸念を「たす」其の「たす」異  
 B「たす」單層を一本の「たす」正風動を「たす」  
 「たす」資本金の「たす」の「たす」資本金を一階撤去  
 「たす」金積支拂を「たす」  
 D「たす」の共濟會を「たす」資金の借金が八月の「たす」支拂日  
 E「たす」の懸念を「たす」一階撤去を「たす」  
 F「たす」の懸念を「たす」の懸念を「たす」  
 G「たす」の懸念を「たす」の懸念を「たす」

財團協同會福岡出張所

財團協同會福岡出張所

十一、解決状況

一率一割増を主張して譲らざりし爲請負人側では遂に事  
 業を中止すると共に、五日主謀者小笠原某外十名を解雇  
 せり。

双方の主張右の如くにして決裂状態となり従業員側には  
 ては直接行動に出でんと一時尖鋭化したのであるが、警  
 察当局の警告と尋議継続の不利を覺り漸やく六日午後大  
 部分の就業を見るに至つたので、請負人側においても十  
 一名の解雇者中小笠原某外二名を除く八名には誓約書を  
 提出せしめて復職を許し、解雇者三名には左の給與をな  
 して解決せり。  
 解雇者三名に對し、  
 解雇手當各々參拾圓宛支給。